

政令第百八十一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第五条の六第一項第三号、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第十五条第一項第三号及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令の一部改正）

第一条 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第三十条の二第一項及び第二項（同法第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定（同法第三十条の二第一項の規定を」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規定（同法第三十一条

第一項及び第三十三條第一項の規定にあつては、」に改め、「より」の下に「読み替えて」を加え、同條第五号中「（同法第十一條の三第二項、第十七條第二項及び第十八條第二項において準用する場合を含む。）」、第十一條の三第一項、第十二條並びに第十三條第一項の規定（これらの規定を」を「、第十三條第一項及び第二項、第十五條第一項及び第二項、第十七條、第十八條第一項、第二十三條第二項並びに第二十四條第二項の規定（同法第九條第三項、第十一條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項、第十七條及び第十八條第一項の規定にあつては、」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第二條 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第六号中「第三十條の二第三項」を「第三十一條第三項及び第三十三條第四項」に改め、同項第九号中「第十一條の三第三項及び第十三條第二項」を「第十三條第三項、第十五條第三項及び第十八條第二項」に改める。

（出入国管理及び難民認定法施行令及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第四十条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

一 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第五条第六号

二 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第一条第七号

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第四条 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第三十条の二第一項（）」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規定（同法第三十一条第一項及び第三十三条第一項の規定にあつては、」に改め、「及び第二項（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定」を削り、同条第六号中「（同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）」、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定（これらの規定が」を「、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十

三条第二項並びに第二十四条第二項の規定（同法第九条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定にあつては、」に改める。

（労働政策審議会令の一部改正）

第五条 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表雇用環境・均等分科会の項第二号中「第三十条の二第四項」を「第三十一条第四項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

## 附 則

この政令は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。